糸島市地域連携にぎわい創出事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は､商工業者による地域経済を活性化するための事業に係る経費に対し、市が予算の範囲内で交付する糸島市地域連携にぎわい創出事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、糸島市補助金等交付規則（平成 22 年 1 月 1 日規則第 55 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付対象となるのは、市内の商工業者５者以上で構成される団体（以下「補助対象者」という。）とする。

２　前項の規定にかかわらず、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

(1)　補助対象者が､暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら､その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）と認められるとき。

(2)　補助対象者が行う事業の経営又は運営に､暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3)　補助対象者が､暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4)　補助対象者が､暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5)　補助対象者が､暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6)　その他市長が不適当と認めるとき。

（補助対象事業等）

第３条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が自ら企画・実施する事業で、次に掲げるものとする。

(1)　市内経済活性化に資するキャンペーンやイベント等の事業

(2)　その他補助金の趣旨に沿うものと市長が認める事業

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

(1)　市外の事業者や団体などが参加するもの

(2)　参加者に占める商工業者の割合が５割に満たないもの

(3)　他の補助金等（国、県、市~~等~~、その他の団体によるものを含む。）の交付を受けたもの

(4)　その他市長が不適当と認めるもの

（補助対象経費）
第４条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に直接要する経費で、次に掲げるものとする。
(1)　報償費（補助対象経費の３分の１以内。）
(2)　需用費（食糧費は除く。）
(3)　役務費
(4)　委託料（補助対象経費の３分の１以内。）
(5)　使用料及び賃借料（補助対象経費の３分の１以内。）
(6)　その他市長が必要と認める経費
（補助率及び補助上限額）
第５条　補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費（消費税相当額を除く。）の３分の２以内を補助し、その上限額は補助対象事業に参加する商工業者数に応じて次の各号に掲げるものとする。
(1)　参加する商工業者数が５から 10　上限 100 万円
(2)　参加する商工業者数が 11 から 20　上限 200 万円
(3)　参加する商工業者数が 21 以上　上限 300 万円
２　前項の規定により算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。ただし、算出した補助金の額が 1,000 円未満の場合は 1,000 円とする。
３　補助金の交付の対象となる期間は、市の会計年度までとする。
４　補助金の交付は、１会計年度中、同一の補助対象者につき、１回を限度とする。
５　１会計年度中、既に交付決定を受けた事業の参加商工業者となっている場合は、第１項に規定する参加商工業者数からは控除される。
（補助金の交付の申請）
第６条　補助金の交付を受けようとする補助対象者は、糸島市地域連携にぎわい創出事業補助金交付申請書(様式第１号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
(1)　事業計画書（様式第２号）
(2)　収支計画書（様式第３号）
(3)　参加事業者名簿（様式第４号）
(4)　誓約書（様式第５号）
(5)　その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）
第７条　市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、糸島市地域連携にぎわい創出事業補助金交付決定通知書（様式第６号）により申請者に通知するものとする。
２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定をするときは、必要な条件を付すことができる。
（審査）
第８条　市長は、前条第１項の規定による審査を行うときは、必要に応じて関係者の意見

を聴くことができる。

（申請の取下げ）

第９条　補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、正当な理由により補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を実施しないときは、糸島市地域連携にぎわい創出事業補助金交付申請取下書（様式第７号）により申請の取下げをすることができる。

（概算払）

第 10 条　市長は、必要があると認めるときは、補助金交付決定額の一部を概算払することができる。

２　補助事業者は、前項の規定による概算払を受けようとするときは、糸島市地域連携にぎわい創出事業補助金概算払請求書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

（補助事業の変更等）

第 11 条　補助事業者は、補助事業を変更し、又は中止しようとするときは、糸島市地域連携にぎわい創出事業補助金変更・中止承認申請書（様式第９号）に次に掲げる書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合を除く。

(1)　事業計画書（変更の場合に限る。）

(2)　収支計画書（変更の場合に限る。）

(3)　その他事業の変更又は中止を説明するための書類

２　市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、補助事業の変更又は中止の承認の可否を決定し、糸島市地域連携にぎわい創出事業補助金変更・中止承認決定通知書（様式第 10 号）により補助事業者に通知するものとする。

３　市長は、前項の規定により補助事業の変更又は中止の承認決定をするときは、必要な条件を付すことができる。

（実績報告）

第 12 条　補助事業者は、補助事業を完了し、又は中止したときは、糸島市地域連携にぎわい創出事業補助金実績報告書（様式第 11 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　事業報告書（様式第 12 号）

(2)　収支報告書（様式第 13 号）

(3)　収支の内容を証する書類

(4)　事業の成果を証する書類

(5)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 13 条　市長は、前条の規定により提出された実績報告書の内容を審査し補助金の額を確定したときは、糸島市地域連携にぎわい創出事業補助金交付額確定通知書（様式第 14 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付等）

第 14 条　市長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、補助事業者からの請求に基づき補助金を交付するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、既に交付した補助金の額を下回る

場合には、補助事業者は、市長が定める日までにその差額を市に返還しなければならない。

（補助金の交付の取消し等）

第15条　市長は、補助金の交付決定を通知し、又は補助金を交付した後において、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。ただし、市長からの要請又は天変地異等の補助事業者の責めによらない不測の事態により、補助事業の全部又は一部が中止となった場合はこの限りではない。

(1)　第11条第2項の規定による補助事業の変更又は中止の承認を決定したとき。

(2)　虚偽の申請をしたとき。

(3)　補助金の交付の条件に違反したとき。

(4)　その他この要綱に違反したとき。

（帳簿類の整備保存）

第16条　補助事業者は、補助事業に関する帳簿類を、当該補助事業を実施した年度の翌年度から5年間これを保存しなければならない。

（補則）

第17条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。